

社団法人日本ライフル射撃協会

平成24年度(2012年)事業計画

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

1. 活動方針

本会は、ライフル射撃界を統括する団体として、公益社団法人への移行をすすめる。また、スポーツ基本法の理念に則り、ライフル射撃競技の普及と振興を図るため、銃刀法の改正を働きかける。競技力向上はロンドンオリンピックにおけるメダル獲得を目指した強化事業と、ジュニア競技者の発掘並びに育成強化を重点とした事業を実施する。

2. 事業(定款第5条1項～16項)

1 ライフル射撃の普及、育成及び指導に関すること

- ・銃刀法の改正を働きかけること。
- ・体験射撃会や見学会等普及活動の実施
- ・ジュニア選手を対象とした新育成強化プログラムの導入
- ・スポーツ医科学サポートとライフル射撃に必要な調査、研究
- ・ドーピング防止活動に関する競技会検査実施と会員への指導

2 ライフル射撃に関する講習会の開催及び指導者の養成

- ・スポーツ指導者講習会への派遣による指導者の養成
- ・ライフル射撃に関する講習会の開催
- ・ピストル射撃指導者講習会の開催

3 ライフル射撃に関する日本選手権大会の開催及びその他の競技会の開催

- ・国民体育大会の運営、全日本選手権大会及び各種競技会の主催

4 ライフル射撃に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣

- ・国際競技会（オリンピック競技大会、ワールドカップ等）への選手団派遣
- ・選考会等の実施

5 ライフル射撃に関する競技規則及び競技者に関する諸規則の制定

- ・競技規則の普及並びに競技規則集の発行

6 ライフル射撃に関する審判員の養成及びその資格の認定

- ・本部公認審判員並びに地方公認審判員の資格認定
- ・審判講習会、及びジュリー（TD）講習会の開催による審判員の育成
- ・国際審判員の養成と海外派遣

7 ライフル射撃に関する競技場の施設・設備の整備に対する指導及びその公認

- ・射場運営並びに射撃場の施設、整備に関する指導及び公認

8 ライフル射撃に関する銃器、弾薬及び標的の検定

- ・標的及び銃等の検定、公認
- ・公認標的等の製作販売の実施

9 ライフル射撃に関する選手の競技力の向上、及び段級審査に関すること

- ・ ナショナルチーム及びジュニアの海外派遣、国内外における合宿等の強化事業の実施
- ・ 競技力向上を目指した競技会の実施
- ・ 段級審査の実施

1 0 ライフル射撃に関する記録の公認

- ・ 日本新記録、国内最高記録の公認
- ・ 主催競技会記録の保管

1 1 ライフル銃の管理及びライフル射撃の安全確保の指導

- ・ 競技会における銃器の安全な取り扱いについて規則の厳格な適用徹底
- ・ 競技者適格証明制度による銃器の適正使用に関する管理

1 2 ライフル射撃に関する資料の収集及び保存

- ・ ライフル射撃に関する資料の収集保存
- ・ 銃砲史研究

1 3 ライフル射撃に関する広報

- ・ インターネットサイト及び広報誌の発行を通じた情報公開
- ・ メディアを通じた積極的な広報活動

1 4 国際射撃連盟等に対し、日本のライフル射撃界を代表して加盟すること

- ・ 国際射撃スポーツ連盟（ISSF）に引き続き加盟
- ・ アジア射撃連盟（ASC）に引き続き加盟

1 5 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会などに対し、ライフル射撃界を代表して加盟すること

- ・ 公益財団法人日本体育協会に引き続き加盟
- ・ 公益財団法人日本オリンピック委員会に引き続き加盟
- ・ 日本アンチドーピング機構に引き続き加盟

1 6 その他前条の目的を達成するために必要な事業

- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法に定められる銃器所持に関する推薦業務の実施（（財）日本体育協会の委託業務）
- ・ 年度表彰の実施
- ・ 法令遵守の精神の徹底
- ・ 環境保全への啓発活動